

○国土交通省告示第三百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十四日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事（茨城県東茨城郡茨城町大字秋葉字入分付地内から同町大字奥谷字前新堀地内まで及び同町大字下土師字東山地内から同町大字小鶴字遠原地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 茨城県東茨城郡茨城町大字秋葉字入分付及び字三ツ又、大字小幡字諏訪山、字山ノ崎、字原谷津、字城下、字城ノ内、字中折、字明神下、字藤山及び字北山、大字奥谷字前新堀、大字下土師字東山、字東山稲荷後、字東山堂ノ上、字堂ノ上、字堂前、字宅地前、字二ノ切、字塚崎、字島ノ下、字水白及び字猪舞向、大字越安字向下川面、字式番田、字宮前、字中畑、字新屋敷、字天王台、字新屋敷後、字水戸窪、字中峰、字水窪、字遠原、字水戸道東、字水戸道西、字土俵山、字馬渡道及び字十三塚、大字小鶴字遠原並びに大字大戸字表並木、字北条塚、字北条原、字内並木、字中原、字井蔵及び字増山地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田字坊子山地内に設置する茨城南インターチェンジ（仮称）から同町大字小鶴字遠原地内に設置する茨城ジャンクション（仮称）までの延長8.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号の高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、平成18年3月31日付けで東日本高速道路株式会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

高速自動車国道東関東自動車道水戸線（以下「東関東自動車道」という。）は、東京都練馬区を起点として、三郷市、市川市、千葉市、成田市及び潮来市等の主要都市を経て、水戸市に至る延長約140kmの路線である。

このうち本件区間は、高速交通ネットワークを形成することにより、沿線市町の茨城県銚田市、同県茨城町及び同県小美玉市（以下「当該地域」という。）と茨城県の県庁所在地で、行政、経済、文化の中心である水戸市方面とを接続し、さらには高速自動車国道北関東自動車道等と連絡することにより、北関東地域や東北地方とも接続させ、当該地域だけでなく沿線諸都市の発展に寄与することを目的としたものである。

当該地域の北側には、県庁所在地で、行政、経済、文化の中心である水戸市が存在するため、当該地域と水戸市方面とを通勤通学のために往来する人口が多く、3市町合計で全通勤通学人口の24.0%が水戸市に毎日往復している状況であり、特に茨城町は全通勤通学人口の56.3%が水戸市方面に通勤通学しており、当該地域は水戸市方面と密接な関係にある。

また、本件区間の存する茨城県は農家人口が全国1位、耕地率が全国1位、農業産出額が全国3位と全国でも有数の農業地帯であり、特にメロン、鶏卵、かんしょの収穫量は全国でも上位を占め、当該地域における収穫割合は茨城県内の過半数以上を占めており、当該地域は関東地方、さらには日本の食料供給に重要な役割を果たしている。農産物の出荷はトラックによる輸送が主となるが、高速自動車国道を利用して北関東地域、東北地方に向けて高速輸送する場合には、北関東自動車道、常磐自動車道にアクセスするため、一度水戸市方面へ北上する必要がある。

さらに、小美玉市内に存在する航空自衛隊百里基地の百里飛行場は、平成21年度に民間との共用空港とされる予定であり、現在、そのための事業が進められている

が、この共用化後の百里飛行場（以下「茨城空港」という。）の利用が見込まれる地域としては茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び福島県があげられるが、こうした地域から茨城空港へのアクセスルートの確保が大きな課題となっている。

通勤通学、農産物の輸送といった地域間移動には自動車又は鉄道の利用が考えられるが、当該地域と水戸市方面を結ぶ鉄道路線である鹿島臨海鉄道大洗鹿島線は、水戸市方面へは大きく遠回りになるルートをとるため、主に自動車が利用されている現状である。しかしながら、本件区間周辺においては、県道水戸神栖線、県道鉾田茨城線、県道茨城鹿島線等の県道が幹線道路の役割を担っているものの、線形不良、幅員狭小といった交通事故危険箇所があり、朝夕のラッシュ時を中心に混雑が生じている箇所も存在している。また、農産物の輸送や将来における茨城空港までのアクセスでは、複数の県道等を経由しなければならない状況である。したがって、通勤通学、農産物の輸送経路や空港までのアクセス道路として、自動車交通の高速化及び定時性が確保できる新たなルートが求められている。

本件事業が完成すれば、当該地域と水戸市方面や北関東地域及び東北地方との高速交通ネットワークが完成され、通勤通学、農産物の輸送及び茨城空港へのアクセスの高速化が図られ、定時性を確保できるようになることが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、茨城県が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月28日閣議決定）等に基づき平成8年11月に環境影響評価を実施したところ、騒音の評価項目で一部環境基準を満足しない箇所が存在するが、遮音壁を設置することで環境基準を満足すると評価された。その後、起業者は環境影響評価の技術指針の改定により、最新の知見に基づく任意の検証を行ったところ、騒音については再評価を行うこととし、平成18年7月、「騒音の評価手法のあり方について」（平成10年5月22日中環審第132号）及び「騒音に係る環境基準について」（平成17年5月26日環告45）に基づき、再評価を行ったところ、本件区間において騒音が基準値を超える箇所はなく、環境基準等を満足すると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のための特別の措置を講ずべき動植物は見うけられない。

なお、本件区間内には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、いずれも発掘調査が完了しており、茨城県教育委員会より工事施工することに問題ない旨の回答がなされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、当該地域と水戸市、北関東地域及び東北地方との高速交通ネットワークの形成、自動車交通の高速化及び定時性の確保等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業である。本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、平成8年12月9日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、車線数及び土工部の法面を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、本体事業の事業計画は4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、本体事業については、都市計画決定された区域の範囲内において施行するものであり、取得必要面積、支障家屋数、接続する供用中の北関東自動車道との整合性、事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものであると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、当該地域においては農産物等の輸送の効率化等のため、自動車交通の高速化及び定時性の確保が求められており、高速交通ネットワークを早期に整備する必要がある。

また、茨城県知事及び本件区間沿線周辺の市町村の長からなる「東関東自動車道水戸線建設促進期成同盟会」からも本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ

ていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県東茨城郡茨城町役場